



令和4年(行ウ)第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国(処分行政庁 外務大臣、法務大臣)

証拠説明書(8)

令和6年11月22日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人弁護士

近 藤 博 徳



同

椎 名 基 晴



同

仲 晃 生



同

仲 尾 育 哉



号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲156	逐条日本国憲法審議録 (二) [増訂版] (抄)	写	1976年 1月30日	清水 伸	帝国議会で憲法制定について議論された際に、憲法第3章は個人の創造的活動を行くところまで伸ばそうという精神の条文であることを、金森徳次郎国務大臣が説明したこと。(220ページ) 道議会で、憲法11条はすべての基本的人権を包括的に保障し、その保障を現在及び将来の全国民に及ぼすことを確認し宣言した規定であることが、金森徳次郎国務大臣によって繰り返し説明されていたこと。(246～253ページ) 憲法11条は、過去の日本のやり方を反省し、「今度はもう何が何でも国民の自由が没却されると云うような風であってはならぬ」という決意を示した規定であること。(248～249ページ) 憲法22条2項は二重国籍を防止するために設けたのかと問われた金森国務大臣が、個人の自由意思を国家に優先させるための規定である旨を回答したこと。(466ページ) 憲法31条は、刑事手続だけでなく、生命や自由を奪うあらゆる場合に適用されることが、帝国議会で憲法制定について議論された際に金森徳次郎司法大臣によって説明されていたこと。(725ページ)
甲157 -1	憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (一) —幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻1号)	写	1992年	土井真一	憲法の解釈にあたっては、制定会議においてなされた発案者からの説明が重視されるべきこと。
甲157 -2	憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (二) —幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻3号)	写	1992年	土井真一	同上。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲157 -3	憲法解釈における憲法制定者意思の意義（三）—幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻5号)	写 1992年	土井真一	憲法11条の原案が起草された経緯。 (10ページ以下)。 憲法の条文の文言からA、B、Cの三つの解釈が可能であるが、憲法制定者の理解を援用すれば、BあるいはCの解釈に限定される場合に、Aの解釈が成立する条件として、①解釈B、Cを採用すれば、他の条項と明らかに抵触すること、②憲法制定者が解釈B、Cを採用する基本的前提としていた社会的事実が時代とともに変化し、その基礎が失われてしまっていること、③憲法制定者の事実判断に誤認があり、解釈B、Cでは制定者自身が期待していた目的を実現し得ないこと、あるいは、④解釈B、Cによれば、憲法制定者が予期していなかった、あるいはその予期をはるかに超える害悪が発生する蓋然性あるいは可能性が存することなどを示し、解釈Aによればこれらの事態を回避し得ることを論証すること、が考えられること。(22～23ページ)
甲157 -4	憲法解釈における憲法制定者意思の意義（四）・完一幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻6号)	写 1992年	土井真一	帝国議会で国務大臣の説明によれば、憲法11条はすべての基本的人権を保障する規定であること。(2ページ以下)